九十六　契約児童情報変更票（第十九条の児童向け）　様式第九十六号及び別表第九十八
九十七　契約締結登録者一覧（第三十条の児童向け）　様式第九十七号及び別表第九十九
九十八　契約児童情報変更票（第三十条の児童向け）　様式第九十八号及び別表第百

（別表第一から別表第百まで及び様式第一号から様式第九十八号までは、省略し、その関係書類をこども家庭庁成育局保育政策課に備え置いて縦覧に供するとともに、こども家庭庁のホームページ（https://www.cfa.go.jp/policies/jyouhouseisaku）に掲載する。）

○内閣府告示第二十三号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第二十六号）第四条及び第五条の規定に基づき、児童扶養手当システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

児童扶養手当システムに関して内閣総理大臣が定める機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日並びに帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目

（機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日）

第一条　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十条に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める内閣府令（令和八年内閣府令第二十六号。以下「児童扶養手当システム標準化基準」という。）第四条の規定に基づく機能要件の標準の細目並びに実装区分及び適合基準日は、別表第一のとおりとする。

（帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目）

第二条　児童扶養手当システム標準化基準第五条の規定に基づく帳票要件の標準の実装区分及び適合基準日並びに様式及び細目は、別表第二及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

一　宛名シール　様式第一号及び別表第三
二　宛名状　様式第二号及び別表第四
三　児童扶養手当証書　様式第三号及び別表第五
四　保留通知書　様式第四号及び別表第六
五　補正命令書　様式第五号及び別表第七
六　児童扶養手当証書等交付について　様式第六号及び別表第八
七　児童扶養手当証書受領書　様式第七号及び別表第九
八　児童扶養手当関係書類提出命令書　様式第八号及び別表第十
九　町村への送付書　様式第九号及び別表第十一
十　児童扶養手当認定通知書　様式第十号及び別表第十二
十一　児童扶養手当認定請求却下通知書　様式第十一号及び別表第十三
十二　児童扶養手当受給資格者台帳　様式第十二号及び別表第十四
十三　児童扶養手当受給資格者名簿　様式第十三号及び別表第十五
十四　児童扶養手当所得状況届　様式第十四号及び別表第十六
十五　児童扶養手当所得状況届提出命令書　様式第十五号及び別表第十七
十六　児童扶養手当所得状況届未提出について（お知らせ）　様式第十六号及び別表第十八
十七　児童扶養手当受給資格者台帳送付依頼書　様式第十七号及び別表第十九
十八　児童扶養手当住所変更（転出・転入）・支払金融機関変更届　様式第十八号及び別表第二十
十九　児童扶養手当額改定通知書　様式第十九号及び別表第二十一
二十　児童扶養手当額改定請求却下通知書　様式第二十号及び別表第二十二
二十一　児童扶養手当受給資格者台帳送付通知書　様式第二十一号及び別表第二十三
二十二　児童扶養手当資格喪失通知書　様式第二十二号及び別表第二十四
二十三　未支払児童扶養手当請求却下通知書　様式第二十三号及び別表第二十五
二十四　児童扶養手当支払通知書　様式第二十四号及び別表第二十六
二十五　児童扶養手当支給停止通知書　様式第二十五号及び別表第二十七
二十六　児童扶養手当支給停止解除通知書　様式第二十六号及び別表第二十八
二十七　児童扶養手当支払差止通知書　様式第二十七号及び別表第二十九
二十八　児童扶養手当支払差止解除通知書　様式第二十八号及び別表第三十